

福岡県公報

平成27年3月20日
第3678号

目次

告示 (第235号 - 第266号)

○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) …………… 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) …………… 3
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) …………… 3
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) …………… 4
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) …………… 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 4
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 5
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 5
○都市計画事業の認可	(下水道課) …………… 5
○自然公園法に基づく公園事業の決定	(自然環境課) …………… 6
○農業振興地域の区域の変更	(水田農業振興課) …………… 6
○農業振興地域の区域の変更	(水田農業振興課) …………… 8
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 10
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 10
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課) …………… 10

○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課) …………… 10
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課) …………… 10
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課) …………… 11
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課) …………… 11
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 11
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 12
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 12
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 13
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 13
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 13
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 13

公告

○県営土地改良事業の工事の完了	(農村森林整備課) …………… 14
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課) …………… 14
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課) …………… 15
○貸金業者の所在等の不確知	(中小企業振興課) …………… 15
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 15
○福岡県立ももち文化センターの利用料金の承認	(県民文化スポーツ課) …………… 16
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課) …………… 19
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 19
○土地改良区の清算人の退任	(農村森林整備課) …………… 20
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター) …………… 20
○一般競争入札の実施	(県営住宅課) …………… 22
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 28
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 28
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(税務課) …………… 28

監査委員

○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局総務課) …………… 28
------------------	-----------------------

公安委員会

- 教習指導員審査の実施について (警察本部運転免許試験課) ……………38
- 年少射撃資格の認定のための講習会 (年少射撃資格講習会) の開催 (警察本部生活保安課) ……………39

告 示

福岡県告示第235号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第1項の規定に基づき、平成23年3月30日福岡県告示第569号北九州都市計画道路事業3・4・88号中央町穴生線 (青山工区) の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年3月20日

福岡県知事 小川 洋

1 事業施行期間

平成12年3月6日から平成32年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成23年3月30日福岡県告示第569号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成23年3月30日福岡県告示第569号の事業地に同じ

福岡県告示第236号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間

久留米	諸富線 西島	久留米市城島町浮島410番1先から 久留米市城島町浮島514番11先まで
-----	-----------	---

福岡県告示第237号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	新田線 西蒲池	柳川市間383番1先から 柳川市間116番1先まで

福岡県告示第238号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	三 瀬 線 上 陽	前	八女郡広川町大字水原 4154番1先から 八女郡広川町大字水原 4602番1先まで	4.1 ～ 15.5	1,472.3
			前	八女郡広川町大字水原 4154番1先から 八女郡広川町大字水原	9.0 ～ 81.6	1,452.3

			4602番1先まで		
	後	八女郡広川町大字水原4154番1先から 八女郡広川町大字水原4602番1先まで	4.1 ～ 15.5		1,472.3
	後	八女郡広川町大字水原4154番1先から 八女郡広川町大字水原4602番1先まで	9.0 ～ 81.6		1,452.3

福岡県告示第239号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成27年3月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	三潁線 上陽線	八女郡広川町大字水原4307番1先から 八女郡広川町大字水原4437番1先まで

福岡県告示第240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成27年3月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

朝倉	県道	殖木 入地 甘木線	前	朝倉市中島田826番2先 から 朝倉市桑原64番1先まで	10.0 ～ 35.0	731.0
			後	朝倉市中島田826番2先 から 朝倉市桑原64番1先まで	10.0 ～ 18.0	

福岡県告示第241号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成17年12月2日福岡県告示第2307号北九州都市計画道路事業3・4・198号日吉台光明線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年3月20日

福岡県知事 小川 洋

1 事業施行期間

平成17年12月2日から平成32年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成17年12月2日福岡県告示第2307号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第242号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成22年7月21日福岡県告示第1211号北九州都市計画道路事業3・5・203号折尾堀川町線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年3月20日

福岡県知事 小川 洋

1 事業施行期間

- 平成22年7月21日から平成33年3月31日まで
- 2 事業地
- (1) 収用の部分
平成22年7月21日福岡県告示第1211号の事業地に同じ
- (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第243号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成22年7月21日福岡県告示第1207号北九州都市計画道路事業7・7・52号J R九州筑豊本線側道2号線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年3月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 事業施行期間
平成22年7月21日から平成33年3月31日まで
- 2 事業地
- (1) 収用の部分
平成22年7月21日福岡県告示第1207号の事業地に同じ
- (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第244号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成22年7月21日福岡県告示第1208号北九州都市計画道路事業7・7・53号J R九州筑豊本線側道3号線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年3月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 事業施行期間
平成22年7月21日から平成33年3月31日まで
- 2 事業地
- (1) 収用の部分
平成22年7月21日福岡県告示第1208号の事業地に同じ
- (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第245号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	田主丸 黒 木 線	前	八女市上陽町上横山845番1先から 八女市上陽町上横山856番1先まで	7.0 ～ 13.0	160.0
			後	八女市上陽町上横山845番1先から 八女市上陽町上横山856番1先まで	7.0 ～ 15.0	160.0

福岡県告示第246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	田主丸黒木線	八女市上陽町上横山845番1先から 八女市上陽町上横山856番1先まで

福岡県告示第247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	田主丸黒木線	前	八女市上陽町上横山1383番1先から 八女市上陽町上横山1383番12先まで	4.5 ～ 20.7	165.4
			後	八女市上陽町上横山1383番1先から 八女市上陽町上横山1383番12先まで	6.2 ～ 25.0	165.4

福岡県告示第248号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	田主丸黒木線	八女市上陽町上横山1383番1先から 八女市上陽町上横山1383番12先まで

福岡県告示第249号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年3月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
朝倉市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
甘木都市計画下水道事業
朝倉市朝倉処理区特定環境保全公共下水道
- 3 事業施行機関
平成27年3月10日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分

朝倉市	大字三奈木	字久保及び字崩岸の全部並びに字石沸、字八反田、字走下、字野口、字惣門、字長田、字西長田、字下長田、字天神下、字走下山、字篠原、字大道端、字道島、字下高棚、字免ノ下、字原、字下原、字ヲリ口、字天神裏、字天神ノ上、字久保鳥、字東久保鳥、字大庭界、字向原、字入地界の各字の一部
	大字牛鶴	字奥方及び字内村、字八龍、字十文字、字下方、字石橋、字宮日田、字塔ノ上、字宮ノ後、字三久、字東口、字久保、字免ノ上、字本原、字長山の各字の一部

(2) 使用の部分
なし

福岡県告示第250号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項の規定に基づき、玄海国定公園に関する公園事業を決定したので、同条第4項の規定により、次のようにその概要を公示する。

平成27年3月20日

福岡県知事 小川 洋

1 公園事業の種類

国定公園の利用のための施設に関する公園事業

2 公園事業の名称等

名称	事業の種類	事業の位置
遠見ヶ鼻	園地	北九州市若松区（遠見ヶ鼻）

福岡県告示第251号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和45年12月福岡県告示第1143号）により指定した瀬高農業振興地域の区域、農業振興地域の指定（昭和46年10月福岡県告示第981号）により指定した山川農業振興地域の区域及び農業振興地域の指定（昭和46年12月福岡県告示第1127号の5）により指定した高田農業振興地域の区域を統合し、次のようにみやま農業振興地域とするので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

なお、その関係図面は、福岡県農林水産部水田農業振興課及び福岡県筑後農林事務所農山村振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成27年3月20日

福岡県知事 小川 洋

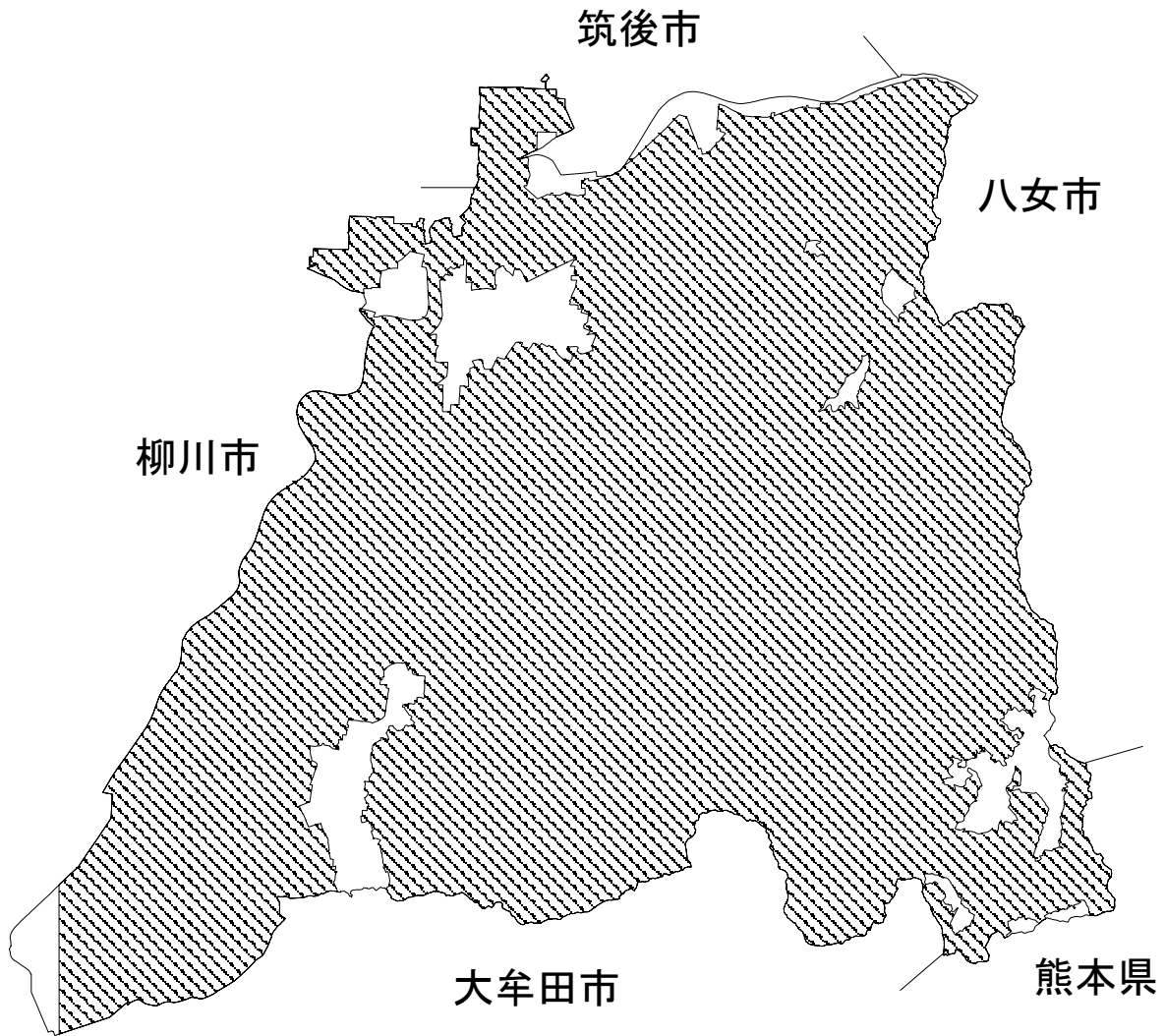
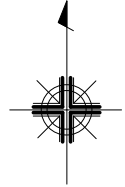
1 農業振興地域名

みやま地域

2 変更後の農業振興地域の範囲

次の図面の斜線部分に該当する土地の区域

みやま農業振興地域の区域を表示した図面 (みやま市)



凡	行政区域	
例	農業振興地域の区域	

福岡県告示第252号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和45年12月福岡県告示第1143号）により指定した前原農業振興地域の区域並びに農業振興地域の指定（昭和45年3月福岡県告示第296号）により指定した二丈農業振興地域及び志摩農業振興地域の区域を統合し、次のように糸島農業振興地域とするので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。



なお、その関係図面は、福岡県農林水産部水田農業振興課及び福岡県福岡農林事務所農山村振興課に備え置いて縦覧に供する。

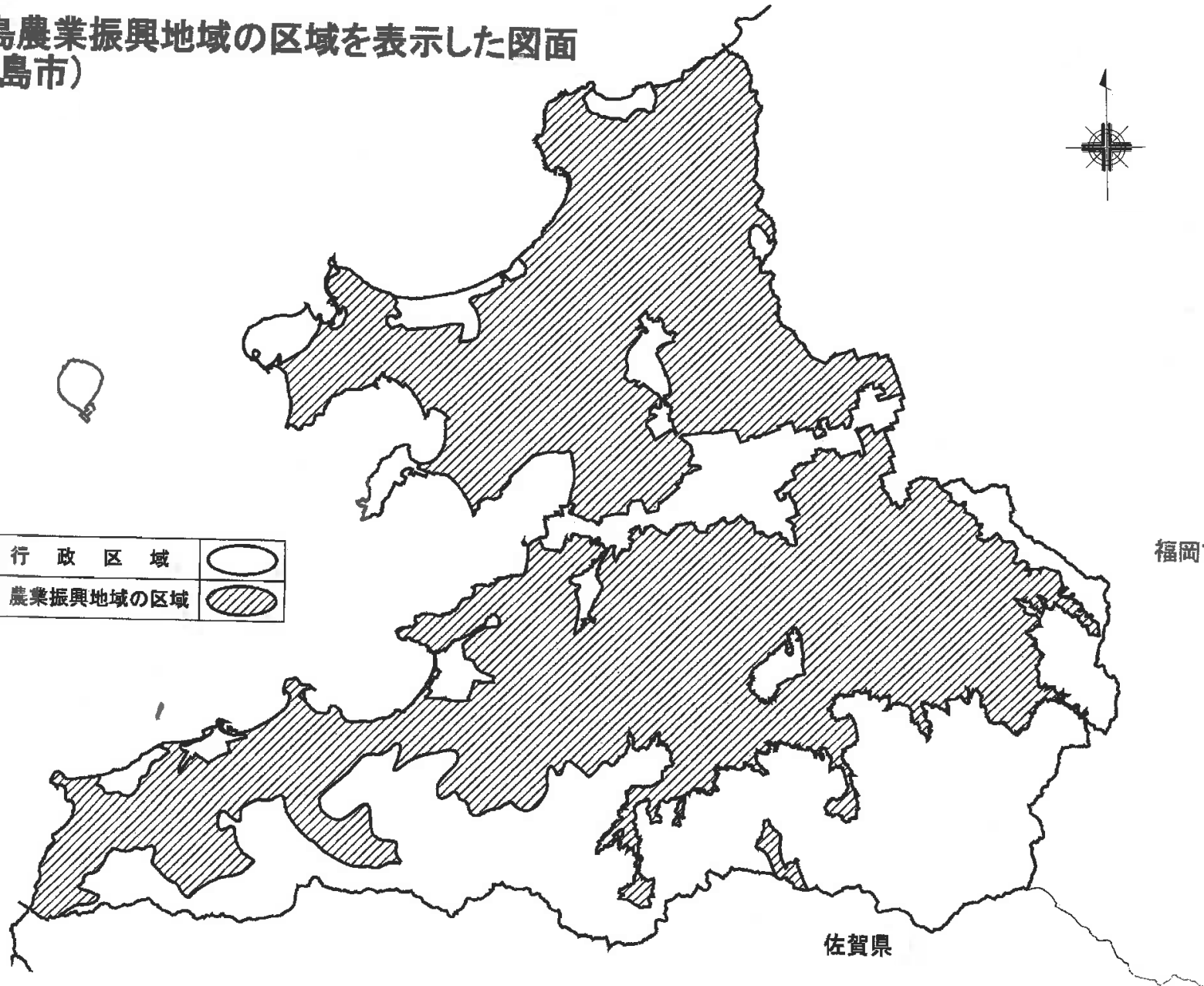
平成27年3月20日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 農業振興地域名
糸島地域
- 2 変更後の農業振興地域の範囲
次の図面の斜線部分に該当する土地の区域

糸島農業振興地域の区域を表示した図面 (糸島市)

凡例	行政区域	
	農業振興地域の区域	



福岡県告示第253号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成27年3月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方	県道	宗 像 線 篠 栗	前	宮若市緑山畑260番1先から 宮若市緑山畑260番1先まで	16.7 ～ 22.1	49.0
			後	宮若市緑山畑260番1先から 宮若市緑山畑260番1先まで	16.7 ～ 22.1	

福岡県告示第254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成27年3月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
直 方	宗 像 線 篠 栗	宮若市緑山畑260番1先から 宮若市緑山畑260番1先まで

福岡県告示第255号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第270号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成27年3月20日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
野芥5丁目(2)-1	福岡市早良区梅林七丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第256号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第271号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成27年3月20日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
野芥5丁目(2)-1	福岡市早良区梅林七丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第257号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年3月20日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
野芥5丁目(2)-1	福岡市早良区梅林七丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第258号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年3月20日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
野芥5丁目(2)-1	福岡市早良区梅林七丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第259号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年3月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 柴尾(2)
- 2 区域の所在地 八女市上陽町北川内字洗玉、字浦山
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から15号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と15号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
八女市上陽町北川内字洗玉	894番	1号
	865番	2号
	885番1	3号
	978番	4号
	982番1	5号
	961番	11号
	953番	12号
	905番2	13号
	905番1	14号
	900番1	15号
八女市上陽町北川内字浦山	989番1	6号
	1001番5	7号
	1001番6	8号
	1001番3	9号
	992番	10号

福岡県告示第260号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年3月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
田川郡福智町上野1602・1603の1・1603の2・1604の2・1606・1827の6（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福智町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第261号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年3月20日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
田川郡添田町大字添田字林苺野ヨリ山伏谷迄332の25、332の29
- 2 指定の目的
水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字林苺野ヨリ山伏谷迄332の25・332の29（以上2筆について次の図に示す部分

に限る。）

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第262号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成27年3月20日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
福岡市早良区大字曲淵字杉谷375の19、375の41
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成27年3月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方	県道	福 岡 線 直 方	前	宮若市福丸343番7先から 宮若市福丸270番6先まで	15.0 ～ 40.0	372.5
			後	宮若市福丸343番7先から 宮若市福丸270番6先まで	15.0 ～ 40.0	

福岡県告示第264号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成27年3月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
直 方	福 岡 線 直 方	宮若市福丸343番7先から 宮若市福丸270番6先まで

福岡県告示第265号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成27年3月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	枝 光 今古賀 線	前	柳川市三橋町柳河977番 1先から 柳川市糝屋町25番1-5 先まで	18.0 ～ 20.0	340.0
			前	柳川市三橋町柳河977番 1先から 柳川市糝屋町25番1-5 先まで	15.5 ～ 20.0	
			後	柳川市三橋町柳河977番 1先から 柳川市糝屋町25番1-5 先まで	18.0 ～ 20.0	340.0
			後	柳川市三橋町柳河977番 1先から 柳川市糝屋町25番1-5 先まで	16.0 ～ 30.0	

福岡県告示第266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成27年3月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	枝光線 今古賀線	柳川市三橋町柳河977番1先から 柳川市糍屋町25番1-5先まで

公 告

公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成27年 3月20日

福岡県知事 小 川 洋

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農道整備事業（木城地区）	平成22年3月9日
暗渠排水事業（木城地区）	平成22年3月31日
区画整理事業（木城地区）	平成23年3月30日

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成27年3月20日

福岡県知事 小 川 洋

1 変更しようとする都市計画の種類及び名称

福岡都市計画道路3・3・21号長浜太宰府線

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成27年4月10日 午後7時00分から午後9時00分まで

(2) 場所

春日市役所大会議室（春日市原町三丁目1番地5）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 福岡都市計画道路の変更の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
3・3・21号長浜太宰府線	起点 福岡市中央区長浜三丁目 終点 大野城市緑ヶ丘四丁目 主な経過地 福岡市中央区薬院	約14,480メートル

(2) 閲覧

平成27年3月20日から同年4月3日までの間、福岡県建築都市部都市計画課、春日市都市整備部都市計画課及び大野城市建设部都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成27年4月3日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問合せにより確認すること。

(3) 問合せ先

この公聴会についての問合せは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成27年3月20日

福岡県知事 小川 洋

- 変更しようとする都市計画の種類及び名称
小郡都市計画道路3・4・4号筑紫寺福童線
小郡都市計画道路3・5・13号久留米小郡線
- 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成27年4月13日 午後7時00分から午後9時00分まで

(2) 場所

小郡市役所北別館2階大会議室（小郡市小郡255番地1）

- 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 小郡都市計画道路の変更の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
3・4・4号筑紫祇園線 （現3・4・4号筑紫寺福童線）	起点 小郡市津古字牟田 終点 小郡市祇園一丁目 主な経過地 小郡市三沢字ハサコノ宮	約6,360メートル
3・5・13号久留米小郡線	起点 小郡市津古字前田 終点 小郡市美鈴の杜二丁目 主な経過地 小郡市三沢字平石	約1,970メートル

(2) 閲覧

平成27年3月20日から同年4月3日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び小郡市都市建設部都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

- 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成27年4月3日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

- 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

- その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問合せにより確認すること。

(3) 問合せ先

この公聴会についての問合せは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の6第1項第1号の規定に基づき、次に掲げる貸金業者の営業所若しくは事務所の所在地又は当該貸金業者の所在を確知できないことを公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該貸金業者から申出がないときは、同号の規定により、当該貸金業者の登録を取り消すこととする。

平成27年3月20日

福岡県知事 小川 洋

名称及び氏名	主たる営業所の所在地	登録番号	登録年月日
株式会社サンファクター 金 成培（神田 光男）	北九州市小倉北区黄金 一丁目3番15号	福岡県知事 （9）第04569号	平成26年9月17日

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年3月20日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成27年2月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人アイキャリアビジョン

(2) 代表者の氏名

藤吉 しのぶ

(3) 主たる事務所の所在地

行橋市中央二丁目12番12号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、求職者及び青少年及び中小企業社員に対して、キャリアビジョン構築と雇用能力開発に関する事業を行い、雇用機会の拡充と雇用の定着に寄与することを目的とする。

公告

福岡県立ももち文化センター条例（平成18年福岡県条例第45号）第6条第2項の規定に基づき、福岡県立ももち文化センターの利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成27年3月20日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 名称
福岡県立ももち文化センター
- 2 位置
福岡市早良区百道二丁目3番15号

3 利用料金の承認年月日

平成27年3月20日

4 利用料金

(1) 施設利用料金

ア 大ホール

区 分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
平日	12,170円	24,350円	36,530円	36,520円	60,880円	73,050円
土・日・休日	14,610円	29,220円	43,840円	43,830円	73,060円	87,670円

イ 本館各施設

区 分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
小ホール	9,740円	12,170円	12,170円	21,910円	24,340円	34,080円
2階展示ホール	5,480円	7,300円	7,300円	12,780円	14,600円	20,080円
3階展示ホール	4,380円	5,840円	5,840円	10,220円	11,680円	16,060円
特別会議室	6,570円	8,760円	8,760円	15,330円	17,520円	24,090円
会議室第1	2,670円	3,650円	3,650円	6,320円	7,300円	9,970円
会議室第2	2,670円	3,650円	3,650円	6,320円	7,300円	9,970円
会議室第3	2,670円	3,650円	3,650円	6,320円	7,300円	9,970円
会議室第4	2,670円	3,650円	3,650円	6,320円	7,300円	9,970円
会議室第5	1,330円	1,820円	1,820円	3,150円	3,640円	4,970円
会議室第6	1,330円	1,820円	1,820円	3,150円	3,640円	4,970円
第1研修室	4,380円	5,840円	5,840円	10,220円	11,680円	16,060円
第2研修室	3,280円	4,380円	4,380円	7,660円	8,760円	12,040円
第3研修室	4,210円	5,620円	5,620円	9,830円	11,240円	15,450円
第4研修室	4,210円	5,620円	5,620円	9,830円	11,240円	15,450円
視聴覚教室	3,280円	4,380円	4,380円	7,660円	8,760円	12,040円

音楽室	4,380円	5,840円	5,840円	10,220円	11,680円	16,060円
一般教室	4,380円	5,840円	5,840円	10,220円	11,680円	16,060円
アトリエ	4,380円	5,840円	5,840円	10,220円	11,680円	16,060円
料理教室	6,570円	8,760円	8,760円	15,330円	17,520円	24,090円
和室	3,280円	4,380円	4,380円	7,660円	8,760円	12,040円
茶室	2,190円	2,920円	2,920円	5,110円	5,840円	8,030円
練習室	4,620円	6,080円	6,080円	10,700円	12,160円	16,780円

備考

1 大ホールは、次に掲げる附属設備の額を含む。

- (1) フットライト (60ワット 19個)
(2) ボーダーライト (150ワット 20個)

2 大ホール利用者が利用の際、第三者から入場料若しくはこれに相当する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する催物を行う場合の額は、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 利用者が利用の際特別な設備を設置した場合は、電気、水道又はガスの使用料金の実費に相当する額を基本額に加算する。

4 「土・日・休日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を、「平日」とは、これら以外の日をいう。

(2) 超過利用料金等

ア 利用時間を超えてセンターを利用する場合

時間区分	算定基準時間及び額	超過時間	超過利用料金
午前7時から 午前9時まで	施設利用料金に掲げる午前9時から正午までの額	1時間以内	50パーセントに相当する額
		1時間を超え 2時間以内	100パーセントに相当する額
正午から午後 5時まで	施設利用料金に掲げる午後1時から午後5時までの額	1時間以内	25パーセントに相当する額
		1時間を超え 2時間以内	50パーセントに相当する額
		2時間を超える 場合	100パーセントに相当する額
午後5時から	施設利用料金に掲げる午後6	1時間以内	25パーセントに相当する額

午後9時まで (大ホールに ついては午後 10時)まで	時から午後9時(大ホールに ついては午後10時)までの額	1時間を超え 2時間以内	50パーセントに相当する額
		2時間を超える 場合	100パーセントに相当する額
午後9時(大 ホールについ ては午後10時)から午前零 時まで	施設利用料金に掲げる午後6 時から午後9時(大ホールに ついては午後10時)までの額	1時間以内	50パーセントに相当する額
		1時間を超える 場合	100パーセントに相当する額

イ 大ホールの利用者が、練習、準備等のために大ホールを利用する場合 施設利用料金の70パーセントに相当する額

(3) 附属設備、器具等の利用料金

区 分	品 名	単 位	金額 (1回 につき)	備 考
大ホール	所作台	1式	3,650円	
	平台	1枚	110円	
	仮設花道	1箇所	2,430円	
	花道用所作台	1式	1,210円	
	金屏風	1双	850円	
	銀屏風	1双	850円	
	毛せん	1枚	110円	
	上敷	1枚	110円	
	紗幕	1枚	600円	
	指揮台・譜面台	1組	230円	
	譜面台	1台	40円	
	箱馬	1個	20円	
	折たたみ馬	1個	20円	
	演台	1台	600円	脇台を含む。
	花台	1台	110円	
	反響板	1組	2,430円	両側正面及び天井を 各1組とする。
補助椅子	1脚	40円		

机	1脚	70円	
ホワイトボード	1個	110円	
木頭ツケ板	1式	110円	
吊りバトン	1個	600円	電動式
吊りバトン	1個	350円	手動式
ピアノ	1台	3,650円	調律料を含まない。
第1ボーダーライト	1式	350円	150ワット
第2ボーダーライト	1式	350円	150ワット
第3ボーダーライト	1式	350円	150ワット
スポットライト	1台	230円	1キロワット
スポットライト	1台	170円	500ワット
アッパーホリゾンライト	1式	960円	200ワット
ローアホリゾンライト	1式	960円	200ワット
フットライト	1式	290円	60ワット
フロントサイドスポット	1台	230円	1キロワット
センターピンスポット	1台	1,210円	2キロワット
シーリングスポット	1台	230円	1キロワット
ストリップライト	1本	170円	100ワット
スタンド	1台	110円	
エフェクトマシン	1台	850円	
ミラーボール	1台	600円	
オーロラマシン	1台	600円	
波マシン	1台	600円	
ダブルマシン	1台	600円	
ベーススタンド	1台	60円	
先玉	1個	60円	
拡声装置Aセット	1式	1,820円	
拡声装置Bセット	1式	2,430円	
コンデンサーマイクロホン	1本	600円	

	マイクロホン	1本	350円	
	ワイヤレスマイクロホン1	1本	960円	1チャンネル
	録音再生機	1台	600円	
	マイクスタンド	1台	60円	
	エレベーターマイクロホン装置	1台	350円	電動式
	スクリーン	1式	1,210円	スクリーンのみ使用の場合
	楽屋	1室	600円	
	シャワー室	1室	600円	
小ホール	拡声装置A	1式	1,210円	固定式
	カセットテープレコーダー	1台	600円	
	CDプレーヤー	1台	600円	
	マイクロホン	1本	230円	有線
	ピアノ	1台	2,430円	調律料は含まない。
全館共通	コンセント	1個	110円	1キロワット
	移動式スクリーン	1式	600円	
	オーバーヘッドプロジェクター	1台	600円	
	スライド映写機	1台	600円	
	パネル	1面	60円	
	パネル支柱	1脚	20円	
	TVビデオセット	1式	1,210円	
	レーザーポインター	1個	110円	
	ワイヤレスマイクロホン2	1本	600円	
	拡声装置B	1式	600円	移動式

備考

- この表の額は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時（大ホールについては午後10時）までをそれぞれ1回として算定するものとする。
- 1回の利用時間を超えて利用するときの額は、1時間ごとにこの表に掲げる金

額の25パーセントに相当する額とする。

- 3 前項の場合において、超過時間が1時間未満であるときは1時間とし、1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、1時間として計算する。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年3月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日

平成27年2月20日

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) コメリホームセンターうきは店
(2) 所在地 うきは市吉井町鷹取1625番地ほか

- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水4501番地1

- (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水4501番地1

- 4 大規模小売店舗を新設する日

平成27年10月21日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

6,911平方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物北側	134
建物東側	36
合計	170

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物北側	20

- (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物東側	130

- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内東側	36.56

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コメリ	午前7時00分	午後9時00分

- (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前6時30分から午後9時30分

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3箇所 建物敷地北側及び東側

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後10時00分

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年3月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町大字江辻字平田957番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡粕屋町大字江辻1025番地1 シーゲルMATSUNAGA602号
田中 悠喜 田中 麻衣子

公告

解散した清算法人福岡市広瀬石釜土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年3月20日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
北崎 勝行	福岡市早良区大字西1866番地1
濱地 哲明	福岡市早良区大字西2144番地2
平川 和孝	福岡市早良区大字石釜1841番地
北崎 清昭	福岡市早良区大字西1978番地1
関屋 作好	福岡市早良区大字石釜1215番地1
北崎 康彦	福岡市早良区大字石釜847番地
立石 實	福岡市早良区大字西1872番地3
関屋 茂徳	福岡市早良区大字石釜1273番地
鳥飼 和國	福岡市早良区大字石釜772番地
清水 富且	福岡市西区石丸三丁目22番10号
鳥飼 和文	福岡市早良区大字石釜798番地1

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第

372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成27年3月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
新福岡県営住宅総合管理システム機器等の賃貸借
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
 - エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数
イ 年間売上高
ウ 自己資本金
エ 流動比率
オ 経営年数
カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）
ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
シ 役員名簿（様式第9号）
ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）
チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成27年4月9日（木曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る競争入札参加申請書及び総合評価のための提案書を期限までに提出し、受領された者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成

27年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年3月20日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 役務の名称

新福岡県営住宅総合管理システム機器等の賃貸借

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から平成34年3月31日まで

* 賃貸借期間は平成28年4月1日から平成34年3月31日まで

(4) 履行場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部県営住宅課

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）」に定めている資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争

入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成27年5月7日（木）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされているもの。

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 納入しようとする新福岡県営住宅総合管理システム機器等の賃貸借業務について競争入札参加申請書及び総合評価のための提案書を提出し、受領された者

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県建築都市部県営住宅課管理係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3739（ダイヤルイン）

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間

平成27年3月20日（金）から平成27年4月10日（金）までの福岡県の休日を定め

る条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局にて行う。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札提案説明会の日時及び場所

(1) 日時

平成27年3月26日（木）午前10時00分から

(2) 場所

福岡県庁行政棟地下1階 行政13号会議室

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

(3) その他

出席者は、1者につき3名までとする。

10 競争入札参加申請書及び総合評価のための提案書の提出

(1) 期限

平成27年4月10日（金）午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

(4) その他

ア 入札参加の申請をしてない者は入札に参加できない。

イ 提案書等の作成に係る費用は、提案者の負担とする。

ウ 提案書等は返却しない。

11 入札書の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限

平成27年5月7日（木）午後5時00分

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

12 開札の日時及び場所

(1) 日時

平成27年5月8日（金）午前11時00分

(2) 場所

福岡県庁行政棟7階 建築都市部入札室

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(3) 開札に立ち会うことが認められる者

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

13 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

※ 見積金額とは、入札書に記載した金額に100分の8を加算した金額をいう。

(1) 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

(2) 過去2年の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約の履行（2件以上）を証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札保証金の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 受領期限

平成27年5月7日（木）午後5時00分

15 落札者の決定方法

(1) 福岡県財務規則第152条の規定により作成された予定価格に108分の100を乗じて得た額の範囲内の価格を入札した者であって、その提案した内容等が提案依頼書の要求要件を満たしているものでなければならない。

(2) 提案内容の評価方法

総合評価のための提案書の提案内容が、提案依頼書の要求要件に沿った内容であるかを判定し、各項目の評価に応じ、600点の範囲内で得点（以下、「技術点」という。）を与える。

ア 評価基準については、別記「提案書評価基準」のとおりとする。

イ 付加点の評価は、本委託業務への重要性及び必要性に照らし、10点～30点までの配点で設定し、評価ランクによりA～Dの評価を行い、得点を与える。

評価ランク	評価内容	得点
A	優れている	満点×100%
B	普通	満点×60%
C	やや劣る	満点×20%
D	劣るまたは記載無し	満点×0%

(3) 入札価格の評価方法

ア 価格点は入札価格点（200点）と見積価格点（200点）の合計400点満点とする。

イ 以下の式により算出し、小数点以下第2位を四捨五入したものを採用する。

$$\begin{aligned} & \text{入札価格点} + \text{見積価格点} = \\ & 200 \times \left\{ -\frac{6}{5} \times \left(\frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} \right) \times \left(\frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} \right) + \frac{1}{5} \times \right. \\ & \left. \left(\frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} \right) + 1 \right\} + 200 \times \left\{ -\frac{6}{5} \times \left(\frac{\text{見積価格}}{\text{見込価格}} \right) \times \left(\right. \right. \\ & \left. \left. \frac{\text{見積価格}}{\text{見込価格}} \right) + \frac{1}{5} \times \left(\frac{\text{見積価格}}{\text{見込価格}} \right) + 1 \right\} \end{aligned}$$

(4) 総合評価の方法

ア 評価に当たっては、1,000点の範囲内で配点を行い、15の(2)及び(3)で算出された技術点及び価格点の合計点数とする。

ただし、提案書評価基準の区分該当で「必須」に「○」が付された項目が1項

目でも評価がDの場合は、落札者とししない。

イ 提案・評価項目表に記載されていない提案内容は、評価の対象とししない。

(5) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札を行った者のうち、(4)によって得られた合計点数の最も高いものを落札者とする。

イ 技術点及び価格点の合計点数の最も高い者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 審査結果の通知及び通知方法

通知期限：平成27年5月15日（金）

通知方法：全ての入札書提出者の得点を一覧表にし、全ての入札書提出者に書面により通知する。

16 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は13に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

17 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- (1) 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行したことを証明する書面等を2件以上提出する場合

18 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
なお、契約書に要する一切の費用は落札者の負担とする。
- (2) この調達契約は、世界貿易機構（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。
- (6) 本調達は、議会における当該調達に係る予算の成立を条件とするものである。

20 Summary

- (1) The name of a contract matter
Leasing of the Fukuoka Prefecture's rebuilt management system of prefectural housing
- (2) Period of Contract :
From the date the contract is effective through 31 March, 2022
- (3) Date of time limit for proposal:
5:00 PM 10 April, 2015
- (4) Date of time limit tenders :
5:00 PM 7 May, 2015
- (5) Contact point for the Notice:
Prefectural Housing Division, Department of Structures and Urban Planning,

Fukuoka Prefectural Government, 7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City,
812-8577 JAPAN.

Phone:(092)643-3739

別記

評価基準

配点	評価	小項目	提案項目	評価区分
1	1はじめに		再構築の目的や課題が大きな間違いなく理解されていること 別システムとの統合や機能整理について具体的な提案がされていること 職員の事務負担の軽減について工夫が記載されていること	必須
2			1.1 システム再構築の経緯 1.2 システム再構築の目的 現行システムと新システムと比較して、運用・保守のコストダウンについて最適な提案がしており、分かりやすく説明していること	
3			複数の指定管理者による分割管理への対応について最適な提案がされていること	
4			再構築の各課題について解決に向けた最適な提案がされていること 具体的な方法、実現のための考え方、工夫が記載されていること	必須
5		1.3 システム再構築の課題	制度改正等による新たな開発や変更が生じた際の対応について具体的な提案がされていること 対応にかかる時間やコストについて配慮された提案がされていること	
6		1.5 スケジュール	県側の体制を踏まえ、進行的なスケジュールが示されていること 作業の体制図、チーム編成等は妥当なものになっていること 本業務の実施に際し、有効・有益な留意事項などが具体的に記述されていること	必須
7		2.1 再構築対象範囲 2.3 対象業務構成	県の業務を理解し、対応したシステム構成になっていること 別システムとの連携について最適な提案がされていること	必須
8			開発手法について明記しており、その手法によることが開発経費・時間の観点から効果的であることが具体的に説明されていること	必須
9		2.2 システム方式	現行業務の流れが変わらない流れになっていること やむを得ず業務の流れが変わる場合は最も影響の少ない方法を提案していること	必須
10			操作性について、事務処理の効率化等の案があれば加算	
11		2.4 システム利用者	権限の切り分けが機能を理解した内容になっていること 情報セキュリティについて具体的に説明されていること	
12			使いやすい構成・デザインであること 様々な年齢層に配慮された内容になっていること	必須
13		2 システム方式	操作利便性について配慮されていること 工夫している点について分かりやすく説明されていること	
14		2.5 システム機能	検索機能や入力補助機能が充実していること	
15			2.3 対象業務構成を理解した内容になっていること	
16			別紙2 想定機能一覧に必要な機能が装備されていること 機能について優れた案があれば加算	必須
17			別紙3 想定画面一覧に必要な画面が装備されていること	必須
18		2.5 システム機能	別紙4 想定帳票一覧に必要な帳票が装備されていること 移行後の業務に影響が出ないよう、なるべく帳票の変更が少ないよう、現行帳票との整合性について効率的な案があれば加算	必須
19		2.6 ユーザ支援機能	EUC機能について県の要件を満たし、充実した内容になっていること 利便性の向上について提案がされていること	必須
20		2.7 業務連携	データ連携について、職員への負担やセキュリティに配慮された内容になっていること	
21		1.4 調達の範囲 2.8 基盤	県の想定から最適な構成が提案されていること コスト・セキュリティについて配慮されていること ソフトウェア、ネットワークについて充分な説明がされていること	必須
22		2 システム方式	ハードウェアについて、最適な提案がされていること その提案の内容について妥当な説明がされていること。	必須
23		2.9 情報・データ	現在保有している情報について理解していること	
24		2.10 環境	開発環境、本番環境について県の意図していることを理解していること	

別記

配点	評価	小項目	提案項目	評価区分
25	3 品質	3.3 信頼性	システム障害予防の措置や対応について具体的に説明がされており、内容が妥当なものであること	必須
26		3.4 実現性	認識相違等を防止するための確認作業について効率的・効果的な方法が提案されていること	
27		3.5 操作性	業務の流れが考慮されていること レスポンスについて最適な提案がされていること	
28	4	4.1 基本方針	各対策について実現方式等が分かりやすく整理されていること 内容が妥当であること	必須
29		4.2 自然災害対策	バックアップやデータセンター（IDC）について最適な提案がされていること	
30	4 セキュリティ	4.3 機器障害対策 8.6 障害の切り分け	機器障害対策について最適な提案がされていること	
31		4.4 人的障害対策	人的障害対策について最適な提案がされていること 防止策・対策が具体的に有効なものになっていること	必須
32	5 テスト	5.2 テスト実施計画	テスト項目や作業手順について説明がされていること 最適なスケジュールが提案されていること テスト計画について本番運用時に想定される全ケースが網羅されていること	
33	6 移行	6.1 基本方針	複数システムとの統合における課題を理解したうえでの移行手順になっており、移行時に注意すべき点が考慮され、効率的・効果的な提案がされていること	
34	6 移行	6.2 移行手順	各項目について具体的な提案がされていること	必須
35	7 研修	7.2 研修計画	研修の項目、内容、所要時間は充分なものであること 職員の勤務時間が配慮された内容になっていること	
36	8 運用保守	8.1 基本方針 8.7 ハードウェア保守 8.8 ソフトウェア保守	人員体制、運用作業の内容は適切であること 効果的な運用業務が想定されていること 将来発生が想定される機器の拡張の要因、拡張の実現方法についてコスト等に配慮された提案がされていること	必須
37		8.2 システム運用 8.9 ユーザーサポート業務	運営管理作業が具体的に示されていること 柔軟性の高い内容になっていること パッチ処理の負担軽減やEOL運用、制定帳票等について優れた案があれば加点点	必須
合 計				

福岡県知事 小川 洋

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年3月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩芥屋1667番52、1667番53、1667番59、1667番64、1667番66及び1667番68から1667番72まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糸島市志摩岐志1513
株式会社 サスケハナ
代表取締役 牛島 中

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年3月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市大字下見426番3及び426番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
筑紫野市大字常松371番地7エーリB 102号
田川 彰

公告

「身体障害者等に対する自動車税及び自動車取得税の減免について」の一部改正について、次のとおり意見を募集します。

平成27年3月20日

- 1 意見募集期間
平成27年3月11日から平成27年4月9日まで
- 2 概要、受付方法等
関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

監査委員

監査公表第24号

平成26年5月16日付けで公表した「行政財産（公用財産）に関する事務の執行並びに福岡県企業局の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」に関する包括外部監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年3月20日

福岡県監査委員	小串 正伸
同	伊藤 龍峰
同	行正 晴實
同	井本 邦彦

26人第1428号
平成27年2月16日

福岡県監査委員	小 正 伸 様
同	伊 藤 龍 峰 様
同	行 正 晴 實 様
同	井 本 邦 彦 様

福岡県知事 小 川 洋

平成25年度包括外部監査の結果に係る措置について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

(1)行政財産(公用財産)に関する事務の執行について

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>1 全般</p> <p>① (意見)公有財産台帳における土地の評価の見直しについて</p> <p>県では、土地の取得価格及びその後の地価変動率を基に、5年ごとに公有財産台帳価格の改定を行っているが、福岡西総合庁舎及び粕屋総合庁舎の土地において、現状の台帳価格と路線価を基に算定した時価との間に大きな差が生じている。</p> <p>適時適切な情報公開、使用料の正確な算定という意味では、十分に実態と整合しているとはいえない状況であり、公有財産台帳における評価額を適切な時価とすることが望まれる。</p> <p>国においては、新成長戦略(H22閣議決定)における国有財産の指針の中で、「より時価を反映したものとするよう毎年度改訂」とされており、このような国の動きを踏まえ、県としても価格改定の時期の見直しについて検討することが望まれる。</p>	<p>公有財産台帳における土地の評価額については、新たに導入を予定している地方公会計基準を踏まえ、今後、見直しを行う。</p> <p>また、価格の改定時期については、国の動きを踏まえ、より時価を反映したものになるよう、検討を行う。</p>
<p>② (意見)庁舎における駐車場の貸付け等の検討について</p> <p>財政状況が厳しい中、庁舎の敷地についても新たな歳入確保及び費用削減の可能性について検討する必要があると考える。</p> <p>駐車場の貸付けを行い駐車場を有料化することは、新たな歳入の確保等に資するほか、有料化に伴い管理ゲート等を設置した場合には、周辺道路における路上駐車防止にもつながると考える。また、警備員の人件費等の削減による委託料の削減につながる可能性も考えられる。</p> <p>このような効果が少なからず見込めることから、財産の有効活用について行政サービスをを行う主体として検討することが望ましく、導入した場合に県に与える効果についても検証することが望まれる。</p> <p>また、どの運営方法及び料金形態を採用するかは、各駐車場の立地条件や駐車場規模によって異なるため、個別具体的にさまざまな見地から検討するとともに、導入可能性の高いところから検討することが望ましい。</p>	<p>庁舎における駐車場の貸付け等の検討に向けて、立地条件や駐車場の規模、使用状況等を踏まえて貸付け等の適否については庁舎毎に判断するため、導入可能性の高い総合庁舎の実態調査(近隣にある民間の駐車場の設置状況等)を平成26年度に行った。</p>
<p>③ (意見)未利用資産の有効活用について</p> <p>行政財産として保有している以上、県は、公用又は公典の用に供し、何らかのサービスを提供する必要があると考える。</p> <p>未利用資産について、県は、ほかに遊休となっている資産がないか調査した上で、引き続き行政財産として保有することの必要性を検討し、具体的な利活用又は処分等の方針を明確にすることが望まれる。</p> <p>また、効率的な利活用を図るために県が積極的にマネージメントしていくことが期待される。</p>	<p>庁舎や施設の敷地を対象とした利用実態調査を平成26年5月に実施し、利用状況を把握した。一部未利用資産については、「未利用財産の処分・利活用促進チーム」の中には、未利用資産の有効活用に向けた個別のワーキング部会を立ち上げることを検討する。</p> <p>今後も、行政財産の利用実態の把握に努め、財産の効率的な利用に努める。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>④ (意見)総合庁舎の維持管理業務に係る委託方法の見直しについて</p> <p>県有施設を経営資源ととらえ、経営的視点から最適化を図るためには、総合庁舎ごとに行っている維持管理業務を標準化し、統一的に運用することが必要となる。</p> <p>このことについて、県は、実施可能などからすでに着手しているが、今後は、個々の対応に総合的にマネジメントする視点を取り入れていくことで、各庁舎で行っている維持管理業務委託の契約方式を横断的に比較し、現状の運用方法を見直し、課題を抽出し、その対応策を講じることが可能となると考える。</p> <p>総合委託以外についても、財産活用課で、統一の方針又は設計積算を行い、最適な業者選定の方式を選択することが必要であるため、現在県が実施している取組を引き続き実施していくことが望まれる。</p>	<p>総合庁舎維持管理説明会を通じて、各庁舎の契約方式を比較検討し、統一的な視点から引き続き、その方法を指導していく。</p>
<p>⑤ (意見)フアンリテイマネジメント導入の検討について</p> <p>これまで、全庁横断的な視点から公用財産の維持管理等に関する情報を一元的に管理し、マネジメントする手法はとられていなかった。</p> <p>平成25年度において、県有施設の長寿命化についての検討に着手するなど、実施可能などから施策を講じているが、公用財産の総合的な管理運営という面からは、現段階で県が行っているマネジメント手法については、まだまだ改善の余地があるといえる。</p> <p>個々の改善案を個々に実施していくのではなく、フアンリテイマネジメントという全庁横断的な視点から公用財産を管理する方法を用いることで、より効果的かつ効率的な実施が可能となる。</p>	<p>本県においては、未利用地の売却や行政財産の貸付、総合庁舎における統一的な維持管理の運用など、これまでも県有財産の有効活用や効果的な運営に取組んできた。</p> <p>平成28年度までに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための「公共施設等総合管理計画」の策定を予定しており、より一層、フアンリテイマネジメントの推進に努めていく。</p>
<p>⑥ (意見)公用財産の維持管理等に関する情報を一元的に管理運営する体制の整備について</p> <p>将来の県を取り巻く環境を踏まえ、公用財産の保有総量縮小、効率の利用、長寿命化などフアンリテイマネジメントを推進し、具体的施策を実現していくため、公用財産の維持管理等に関する情報を一元的に管理し、運営していく体制を整備・強化することが望まれる。</p>	<p>平成28年度までに策定を予定している「公共施設等総合管理計画」について検討を進める中で、財産管理の全庁的な取組体制についても検討を行う。</p>
<p>2 福岡西総合庁舎</p> <p>① (結果)一般財団法人福岡県職員互助会が使用している倉庫部分等に対する使用許可手続の不備について</p> <p>互助会が使用している倉庫部分に関し、県は、使用許可手続を行っていない。</p> <p>行政財産を第三者に利用させる際には、目的外使用許可や貸付けがあくまで例外的手続であることを踏まえ、適切な手続をとることが求められる。このような手続の不備が発生しないように、県は、庁舎の現状について定期的に実態を把握することが望まれる。</p>	<p>平成26年度分については、平成26年3月末に倉庫の行政財産使用許可を行い、実態に応じた管理経費を徴収することとした。</p> <p>今後、このような不適切な事態が生じないよう管理担当者会議等で周知するとともに、財産活用課の職員が直接総合庁舎に向くなどして適正な維持管理が行われているかの点検を行う。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>② (結果)一般財団法人福岡県職員互助会に対する管理経費の未徴収について 県は、互助会に対し、倉庫部分に係る使用許可を行っていない。 そのため、使用許可を行っていれば負担しなればならない管理経費が負担されていない。県は、管理経費を負担させることが必要である。</p> <p>③ (結果)目的外使用許可に係る許可書と台帳の記載内容の不整合について 目的外使用許可台帳に記載されている面積が、目的外使用許可を行っている面積と異なっている。 目的外使用許可台帳の整備に際しては、当然、使用許可書の内容及び実態と整合している必要がある。 目的外使用許可台帳には、使用を許可した使用者氏名、使用目的のほか、使用面積も含まれており、実態と合致した内容を適切に記載すべきである。</p> <p>④ (結果)業務委託に係る設計積算資料、仕様書及び報告書における数量差異について 設計積算資料は、予定価格設定の根拠となるものであり、仕様書は、業務の具体的内容を構成するとともに、受託者が業務に係る経費を積算する際の根拠となるものである。実際の数量と異なる数量が設計積算資料に記載されている場合、誤った予定価格を設定する可能性がある。 県は、自ら数量を確認の上、正確な数量を把握する必要がある。</p>	<p>平成26年度分については、平成26年3月末に倉庫の行政財産使用許可を行い、実態に応じた管理経費を徴収することとした。 過去の未徴収分は、管理経費を徴収することとなった平成21年度から25年度まで使用した期間分を今年度中に徴収する。 今後も総合庁舎管理事務所において定期的に使用実態の確認を行う。</p> <p>指摘された案件については、許可書に合わせて使用許可台帳の訂正を行った。今後、許可書と使用許可台帳との整合を図るため、複数のチェック体制を講じることとした。</p> <p>今後は、指摘された数量差異が発生しないよう現物等を確認することにより、正確な数量の把握を行うよう是正した。</p>
<p>3 福岡東総合庁舎</p> <p>① (結果)業務委託に係る設計積算資料、仕様書及び報告書における数量差異について 設計積算資料は、予定価格設定の根拠となるものであり、仕様書は、業務の具体的内容を構成するとともに、受託者が業務に係る経費を積算する際の根拠となるものである。実際の数量と異なる数量が設計積算資料に記載されている場合、誤った予定価格を設定する可能性がある。 県は、自ら数量を確認の上、正確な数量を把握する必要がある。</p>	<p>今後は、指摘された数量差異が発生しないよう現物等を確認することにより、正確な数量の把握を行うよう是正した。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>② (結果)保守点検業務に係る確認書類等の不備について 保守点検業務に係る確認書類等は、委託事業者への委託料支払いの根拠となる資料であるため、履行確認の証跡を残すとともに、適切に整備、保管する必要がある。</p>	<p>保守点検業務に係る確認書類等の「点検票」に記名押印を行い、履行確認を確実に行うよう是正した。</p>
<p>4 粕屋総合庁舎</p> <p>① (結果)一般財団法人福岡県職員互助会が使用している倉庫部分等に対する使用許可手続の不備について 互助会が使用している倉庫部分及び駐車スペースに関し、県は、使用許可を行っていない。行政財産を第三者に利用させる際には、目的外使用許可や貸付けがあくまで例外的手続であることを踏まえ、適切な手続をとることが求められる。このような手続の不備が発生しないように、庁舎の現状について定期的に実態を把握することが望まれる。</p>	<p>平成26年度分については、平成26年3月末に倉庫の行政財産使用許可を行い、実態に応じた管理経費を徴収することとした。 今後、このような不適切な事態が生じないよう管理担当者と協議等で周知するとともに、財産活用課の職員が直接総合庁舎に出向くなどして適正な維持管理が行われているかの点検を行う。</p>
<p>② (結果)一般財団法人福岡県職員互助会に対する管理経費の未徴収について 県は、互助会に対し、倉庫部分に係る使用許可を行っていない。 そのため、使用許可を行っていれば負担しなければならぬ管理経費が負担されていない。県は、管理経費を負担させることが必要である。</p>	<p>平成26年度分については、平成26年3月末に倉庫の行政財産使用許可を行い、実態に応じた管理経費を徴収することとした。 過去の未徴収分は、管理経費を徴収することとなった平成21年度から25年度まで使用した期間分を今年度中に徴収する。 今後も総合庁舎管理事務所において定期的に使用実態の確認を行う。</p>
<p>③ (結果)目的外使用許可に係る許可書と台帳の記載内容の不整合について 目的外使用許可台帳に記載されている面積が、目的外使用許可を行っている面積と異なっている。 目的外使用許可台帳の整備に際しては、当然、使用許可書の内容及び実態と整合している必要がある。 目的外使用許可台帳には、使用を許可した使用者氏名、使用目的のほか、使用面積も含まれており、実態と合致した内容を適切に記載すべきである。</p>	<p>指摘された案件については、許可書に合わせて使用許可台帳の訂正を行った。今後、許可書と使用許可台帳との整合を図るため、複数のチェック体制を講じることとした。</p>
<p>④ (結果)保守点検業務に係る確認書類等の不備について 保守点検業務に係る確認書類等は、委託事業者への委託料支払いの根拠となる資料であるため、履行確認の証跡を残すとともに、適切に整備、保管する必要がある。</p>	<p>保守点検業務に係る確認書類等の「点検票」に記名押印を行い、履行確認を確実に行うよう是正した。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>⑤ (意見)庁舎内の文書管理におけるセキュリティの確保について</p> <p>庁舎の一部の書庫は常時開錠されている。当該書庫は執務室から確認することができます。職員以外の者が立ち入った場合、その事実を確認することができない可能性があり、機密文書の取扱や個人情報保護の観点から見てリスクがある。</p> <p>県は、個人情報報を適切に管理することが必要である。</p> <p>また、書庫において、必要に応じ、プッシュ式暗証番号鍵(機械式ボタン鍵)等を導入し、利便性と安全性を両立することを検討することが望まれる。</p>	<p>書類の整理を行い、個人情報等が保管されている書庫については、鍵の一元管理を庁舎管理事務所総務課で行うこととした。</p>
<p>5 糸島総合庁舎</p> <p>① (結果)業務委託に係る設計積算資料、仕様書及び報告書における数量差異について</p> <p>設計積算資料は、予定価格設定の根拠となるものであり、仕様書は、業務の具体的内容を構成するとともに、受託者が業務に係る経費を積算する際の根拠となるものである。実際の数量と異なる数量が設計積算資料に記載されている場合、誤った予定価格を設定する可能性がある。</p> <p>県は、自ら数量を確認の上、正確な数量を把握する必要がある。</p>	<p>今後は、指摘された数量差異が発生しないよう現物等を確認することにより、正確な数量の把握を行うよう是正した。</p>
<p>② (結果)保守点検業務に係る確認書類等の不備について</p> <p>保守点検業務に係る確認書類等は、委託事業者への委託料支払いの根拠となる資料であるため、履行確認の証跡を残すとともに、適切に整備、保管する必要がある。</p>	<p>保守点検業務に係る確認書類等の「点検票」に記名押印を行い、履行確認を確実に行うよう是正した。</p>

(2)福岡県企業局の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>1 全般</p> <p>① (意見)経営計画策定の検討について 総務省から経営健全化の基本方針及び収支見込み等を記載した「経営計画」の策定を行うことが望ましいとの通知が出されているが、県企業局では、経営計画が策定されてこなかった。県企業局が運営する電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業について長期的な視点で効率的な経営を行うことが求められることから、経営計画を策定することが望まれる。</p>	<p>平成26年3月に、平成26年度から平成28年度までの3年間を計画期間とした「福岡県企業局経営計画」を策定した。 この計画に基づき、各事業の効率的、安定的な経営に取り組みむこととしている。</p>
<p>2 電気事業</p> <p>① (結果)工事に係る下請施工体系図に対する内容の未確認について 請負業者が県企業局に提出した下請施工体系図が現状と異なる可能性がある事例等が発見され、契約における仕様書に違反している。 また、県企業局は、入札・契約適正化促進法第14条に定められた工事現場の施工体制の管理に関する責務に違反しており、建設業法第22条及び入札・契約適正化促進法第12条に定められた一括下請負の禁止に違反している可能性もあると考える。 県企業局は、同様の事例が発生しないよう、施工体制の把握を徹底する必要がある。</p>	<p>平成26年度に発注した工事からは、すべての工事請負契約の現場に監督員が行き、下請会社名の確認及び現場代理人がいるかどうかの確認を行い、施工体制の把握を徹底することとした。</p>
<p>② (意見)有形固定資産の現物確認について 県企業局では有形固定資産について現物と固定資産台帳の照合による現物調査を実施していない。今後は固定資産台帳と現物の照合による現物調査を実施することが望ましい。 特に、動産は持ち運びが可能であるため紛失等のリスクがある。現物調査を行っていないため、実際に当該資産を使用する際に現物が確認できない場合には業務遂行上支障を来すことになる。このため、動産には固定資産台帳に記載の資産番号を表示したシールを貼付し、現物と固定資産台帳の紐付け照合を的確に行うことが望ましい。</p>	<p>平成25年度末から、固定資産(動産)には、固定資産番号を表示したシールを貼付し、現物との確認を行うこととした。 今後は、毎年度末に台帳と現物との照合確認を行うこととする。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>③ (意見) 随意契約の内容の明確化について 随意契約によりできる場合は地方公営企業法施行令に規定があるため、地方自治法施行令は適用できず、随意契約理由に示された根拠規定が誤っている。随意契約による根拠は正確に起工伺い等で示す必要がある。 少額随意契約の前提として契約の種類は「工事」に該当するとしているが、業務の内容をみると「工事」の定義に該当するとは明確には言い難い。少額随意契約を行う場合は契約の種類により、随意契約を行うことができる金額が異なる。このため、県企業局は、少額随意契約の前提となる契約の種類について、具体的な内容を検討し、内部規程を設けること等により明確に定めることが望ましい。</p>	<p>契約の種類に応じた少額随意契約の取扱いの基準を明確にし、その根拠規定は地方公営企業法施行令第21条の14に基づくものであることを、企業局長通知により局内に周知し、その徹底を図った。</p>
<p>3 工業用水道事業</p> <p>① (意見) 随意契約の内容の明確化について 随意契約によりできる場合は地方公営企業法施行令に規定があるため、地方自治法施行令は適用できず、随意契約理由に示された根拠規定が誤っている。随意契約による根拠は正確に起工伺い等で示す必要がある。 少額随意契約の前提として契約の種類は「工事」に該当するとしているが、業務の内容をみると「工事」の定義に該当するとは明確には言い難い。少額随意契約を行う場合は契約の種類により、随意契約を行うことができる金額が異なる。このため、県企業局は、少額随意契約の前提となる契約の種類について、具体的な内容を検討し、内部規程を設けること等により明確に定めることが望ましい。</p>	<p>契約の種類に応じた少額随意契約の取扱いの基準を明確にし、その根拠規定は地方公営企業法施行令第21条の14に基づくものであることを、企業局長通知により局内に周知し、その徹底を図った。</p>
<p>② (意見) 工業用水道料金の見直しの検討について 工業用水道は、安定的供給のために適正な利潤を確保しつつも可能な限り低廉な価格で提供されることが重要であると考えられる。 現在の料金単価は設定当時の総括原価を基準とした料金などになっているため、県企業局は、最新の修繕計画などに基づき、適正な料金単価であるか検証も必要であり、5年に一度等定期的に料金単価の見直しを実施することが望ましい。 また、使用水量が契約水量を大きく下回っていることに鑑み、責任水量制における契約水量の見直しを含む使用水量に応じた料金制度への移行について検討することが望ましい。</p>	<p>工業用水道事業においては、ユーザー企業への安定給水を図るため、現在、老朽化した工業用水道施設の大規模な改良工事を行っている。 このため、料金単価及び料金制度の見直しについては、大規模改修等に要する費用等を踏まえながら適正な料金の維持に努めることとし、今後とも定期的に検討する。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>4 工業用地造成事業</p> <p>① (結果)工業用地の貸付決定文書における記載内容の不備について 前原・南地区の一部を研究用施設の用地として財団法人福岡県産業・科学技術振興財団(アイスト)に対して貸付けを行っている。 貸付対象者であるアイストについて貸付制度取扱要領に規定される要件を満たすことが文書上確認できず、福岡県文書管理規程を遵守していないと見えない。このことは貸付制度取扱要領を遵守して貸付対象者を決定しているとはいえず、その結果、アイストは貸付対象者として相応しくないと評価されかねない。 貸付対象者を決定する場合は、貸付制度取扱要領に規定される要件について具体的な検討を行い、その検討結果を根拠とともに明文化すべきである。</p>	<p>アイストとの契約以降、工業用地の貸付けは行っていないが、今後同様のケースが出てきた場合には、貸付対象者の審査において、貸付制度取扱要領に規定される要件について具体的な検討を行い、その検討結果を決裁文書に明文化することとした。</p>
<p>② (意見)今後の経営状況見込みを踏まえた対応策について 工業用地造成事業の経営は、平成21年度以降収益が大きく落ち込み厳しい状況にある。特に磯光地区工業用地は、社会経済情勢の変化等の影響を大きく受け、造成後5年が経過しているが現在のところ売却が進んでいない状況にある。引き続き積極的な販売努力を継続し早期に分譲することが望ましい。 今後、工業用地造成事業の実施を検討する場合は、より適切かつ慎重な判断が必要となる。 また、今後も厳しい経営状況が予想されるため、より一層計画性・透明性の高い企業経営を推進するため、経営健全化の基本方針及び収支見込み等を記載した「経営計画」の策定を行うことが望ましい。</p>	<p>磯光工業用地については、平成26年3月に約5千㎡、11月に約5万㎡を売却した。 残地についても、平成26年3月に策定した経営計画に基づき、今後も引き続き積極的な販売努力を継続し、早期の売却に努める。</p>

公安委員会

福岡県公安委員会告示第79号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第10条第2項の規定により、次のように公示する。

平成27年3月20日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

教習指導員審査

2 審査に係る運転免許の種類

道路交通法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。

3 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項 目	場 所	審査種別	
平成27年4月22日（水曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで	知識	福岡市中央区天神四丁目4番27号 天神第二ビル 福岡県指定自動車学校協会	/	
平成27年4月23日（木曜日） 午前9時00分から午後6時00分まで				
平成27年4月27日（月曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで	技能	八女市大字平田388番地 八女中央自動車学校		大型・中型 大特・牽引 大自二・普自二 大型二種 中型二種
平成27年4月28日（火曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで				福岡市南区花畑四丁目8番1号 マイマイスクール花畑

4 審査の申請手続等及び受付期間

(1) 審査の申請手続等

ア 審査申請書1部に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）、審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）の両面を複写したもの及び次の表に掲げる審査手数料を添えて、福岡県警察本部交通部運転免許試験課へ提出すること。

審査に係る運転免許の種類	審査手数料の額
大型免許及び中型免許	14,950円
普通免許	11,800円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	9,400円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	12,750円

イ 審査細目の一部を免除される者であるときは、一部免除に該当する者であることを証する書面を併せて提出すること。

ウ 審査申請書の用紙は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。

郵便により審査申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して82円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。

エ 審査手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。

なお、審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

オ 郵送による審査申請の申し込みは、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から平成27年4月14日（火曜日）までの（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から平成27年4月14日（火曜日）までの消印のあるものとする。

5 その他

(1) 第二種免許に係る審査受審者については、当該自動車を運転することができる運転免許証、対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。

(2) 審査を受ける場合は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯してお

くこと。

- (3) 審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続、審査手数料及びその他の問い合わせは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係
郵便番号 811-1392

所在地 福岡市南区花畑四丁目7番1号

電話番号 092-566-2892

福岡県公安委員会告示第84号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会（年少射撃資格講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第29条第1項の規定により告示する。

平成27年3月20日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成27年5月6日（水）午前10時00分から午後5時00分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部4階生活安全部会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者で年少射撃資格の認定を受けようとするもの

2 講習の時間及び科目

時間	科目
午前10時00分～午後3時30分	空気銃の所持に関する法令 空気銃の使用の方法

午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、年少射撃資格講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料9,700円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「空気銃・空気けん銃取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。